

令和3年度 全国学校保健・安全研究大会報告

千葉県学校薬剤師会
副会長 大野定行日時:2021年11月28日(木)～29日(金)
場所:Web開催(Zoomによるライブ配信及び
YouTubeによる動画配信)

全国学校保健・安全研究大会 岡山大会が「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進」をテーマにWeb開催(Zoomによるライブ配信及びYouTubeによる動画配信)されました。

本大会全体会記念講演として 昭和大学医学部内科学講座 臨床感染症学部門 客員教授 二木芳人氏が「新型コロナウイルス感染症の現状と今後」の講演がありました。

新型コロナウイルス感染症の発生時から現在までの状況について、今後第6波に向けての対策等について述べられました。感染状況は国や地域で大きく異なり、一部の地域では正確な情報の不足も懸念されます。ワクチン接種の普及率、感染対策の徹底の程度、経済活動の再開の在り方などにより状況は国地域で様々ですが、概して感染は抑制的傾向にあります。日本では10月1日から第5波の急速な沈静化に伴い、全ての緊急事態宣言、まん延防止等重点措置は解除されました。10月2週現在、殆どの都道府県で感染状況はステージ2以下を維持しており、医療提供体制も逼迫状況を脱している。最後に第6波への備えとして、ワクチン接種の更なる向上、感染対策意識の徹底、保健所業務の見直し、医療体制基盤の盤石化、新規ワクチン・治療薬の開発加速を挙げていました。(講演の時点では、感染者数が減少しており、オミクロン株の発生もない時期でしたので、このような報告となっています)

いくつかの課題別に分かれての講義・発表がありました。その中で私が印象深かった内容について報告させていただきます。

第6課題 学校環境衛生 講義

「学校環境衛生活動の課題解決に向けて」～なぜ、環境衛生検査は完全実施できない?～

東京薬科大学薬学部社会薬学研究室
教授 北垣邦彦氏

2019年度全国学校保健調査によると、全国34,042校(園)において「学校環境衛生基準」に定められたすべての項目を実施した学校の割合は、34.2%です。学校における衛生環境検査の実施状況はまだまだ改善の余地があり、これには様々な要因が相互に関連していると考えられます。

1. 環境衛生に関する知識・認識の課題

学校環境衛生活動とは、これらの点検や検査を通じて児童生徒等の生活環境をより良くしていく活動のすべてを指し、それらの点検や検査を身近な題材とした教育活動も含まれると考えられます。学校衛生環境活動に認識が浅い校長等学校管理者の中には、「何も問題はない」のに衛生環境検査に費用をかける必要があるのかという誤った考えを持っている人がいるかもしれません。「検査しなければ適正であるか確認できない」ことを理解していただく必要があります。検査の必要性について情報の共有をしていくことが大切です。

2. 法令遵守の課題

学校保健安全法第5条において学校が具体的に計画を策定し、実施しなければならないと明記されているのは「健康診断」と「環境衛生検査」だけです。

したがって、環境衛生検査の完全実施は法的義務です。

3. 検査機器等の配備・整備（予算）に関する課題

学校保健安全法第4条では「学校の設置者は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と示されています。適切な環境検査には、適切なサンプリング、適切な検査方法の選択、実施することが必要であり適切な検査機器の配備・整備は不可欠です。これは、健康診断で適切な体重計が不可欠であるのと同じです。

4. 検査担当者に関する課題

学校はサポートしてくれる組織や人は、身近にある、いることを知り、活用していただきたい。環境衛生活動であれば、学校薬剤師です。したがって学校薬剤師には、担当校の現状をしっかりと把握し、学校が抱える課題に適切な改善を促す指導助言を行っていただきたい。

最後に適切な環境衛生検査の実施には、学校保健計画の立案時から学校薬剤師と校長等管理職、保健主事、養護教諭との連携が不可欠であり、これからのさらなる連携強化を期待します。また、児童生徒等の健康を保護し、かつ快適に学習するために望ましい環境を作り上げていくためには、教職員及び児童生徒等が学校における環境衛生について関心を持ち、理解を深めることが大切であり、学校全体としての健康管理であり健康教育でもある学校環境衛生活動のさらなる充実が図られることを期待しますと述べられました。

研究発表では「学校現場と連携した学校薬剤師の活動として」岡山県学校薬剤師会副会長 庄司藏万氏の発表がありました。実践報告として、校舎内に糞らしきものが落ちていた相談を受け検査したところ、コウモリの糞であることが判明し侵入口を塞ぐように助言しました。また、給食室のエアコンが未設置であり、高温高湿は細菌の増殖を容易に

するため、学校薬剤師として指導助言しエアコン設置となりました。最近では、新型コロナウイルス感染症への対応としてマスクの取扱いと手洗いの仕方についての指導や、ペットボトルを使用した換気実験を通して子供たちに換気の重要性について保健指導を行ったなどの学校薬剤師の活動についての報告がありました。

第7課題 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育 講義 国際的な大麻規制の変遷と課題 最近の大麻問題を考える

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部 依存性薬物研究室長
船田正彦氏

我が国における大麻事犯の検挙者は、ここ数年で一気に増加し、特に20歳未満の大麻事犯検挙者の増加は深刻で、若年者への大麻乱用拡大が危惧される状況です。近年、海外では大麻規制の在り方が見直され、特定の疾患に対する治療を目的とする「医療への応用」あるいはアルコールやタバコのような「嗜好品」として大麻使用を容認する動きが進んでいます。

1. 大麻の医療応用

大麻草に含まれる代表的なカンナビノイド類としてテトラヒドロカンナビノール (THC) およびカンナビジオール (CBD) が知られています。THCは意識の変容はや幻覚作用などの精神作用を示す主成分です。一方、CBDはTHCとは異なり精神作用を有しておらず、医薬品の候補として脚光を浴びています。近年、特に注目されているのはCBD製剤のEpidiolexであり、本医薬品はドラベ症候群 (dravet syndrome, 指定難病140) の患者における重篤な痙攣発作の発現頻度を減少させると報告されています。2018年にEpidiolexは小児におけるドラベ症候群の治療薬として、アメリカ食品医薬品局 (FDA) により承認され、米国初の大麻成分含有の医薬品となりま

した。現在では結節性硬化症についての効果も確認され、アルツハイマー病、多発性硬化症などの有効性の評価が進んでいます。

2. 米国における嗜好用大麻

米国では、大麻を嗜好品として使用することを認めた嗜好用大麻法 (RMLs) が 2012 年にコロラド州とワシントン州で初めて可決されました。現在では 16 州 + D.C. となっています。嗜好品として的大麻使用については、年齢制限、所持量制限、使用可能な場所の制限 (学校、職場、公共施設、自動車運転中では禁止) などの厳格な規制が施されています。本規制法の導入は、成人での大麻使用のルールを明確化し、青少年の大麻使用を抑止することが目的となっています。また、州独自でルールを設定する背景には、大麻の不正販売が反社会的組織の資金源となることを防ぐために大麻販売を免許制にすることで、州の税収を確保する目的があると考えられています。大麻の生涯経験率は 40% を超えるとされており、大麻流通が拡大し、手に入りやすい環境下では、取締りを強化するよりも、年齢や使用場所などの制限を施し嗜好品として使用できるようにした方が現実的だと考えられた可能性があります。必ずしも、大麻使用の安全性が確保されたためではないことを留意する必要があります。

3. 大麻合法化による諸問題

コロラド州では大麻使用に関連する健康に関する影響について経年的な調査を実施しています。コロラド州のコロラド病院協会に集積した医療情報の調査結果によると、医療用大麻が合法化された 2000 年では入院患者 100,000 件につき、大麻の使用障害 (ICD-9) と診断され入院した患者は 575 名でしたが、RMLs に基づいて嗜好品として合法化された 2014 年では 2,447 件と 4.3 倍の増加が確認されました。一方、2015 年に国際疾病分類が改定され新たな基準として ICD-10 となったため、2015 年以前の統計結果と同条件での比較はできないものの、2020 年

では入院患者 3,515 名とおよそ 6 倍に増加しています。大麻使用の合法化により、大麻使用頻度や使用量が増加している可能性があり、こうした大麻使用に関する環境の変化が大麻使用障害の患者数増加に関与するものと考えられます。同様に救急搬送事例も増加しています。特に懸念されるのが、幼児 (0 ~ 5 歳) の急増で、主な原因は家庭内で THC 含有のチョコやクッキーを誤って摂取し、意識障害を起こし救急搬送となる事例などです。

最後に、大麻使用については、厳しいルールのもとで使用が許されると考えるべきであります。嗜好用大麻の使用が合法化された場合、大麻使用障害や大麻製品使用による救急搬送などの増加などの問題も発生しています。したがって、大麻規制が緩和されたとしても、未成年の大麻使用防止教育、家庭内での大麻製品の管理の徹底などは検討すべき深刻な課題です。世界的な大麻規制の変化を注視し、我が国でも大麻使用に関する健康被害および社会生活に対する影響などを含む総合的な検証が必要であろうと述べられました。

指導助言として、北海道札幌市立平岸西小学校校長 北原徹也氏から「喫煙、飲酒、薬物乱用はダメだ」と教えられたから行動しない子供ではなく、自分自身の健康を守るための方法を自らの意思で決めて行動する子供を育むことが大切です。そのためには、子供が自ら現在の自分に合った具体的な解決方法や目標を意思決定し、自発的、主体的に実践することができるように自己指導能力を高めていくことが必要ですと助言されました。

YouTube による視聴でしたが、どの演題もためになる内容でした。来年度は盛岡市にて開催予定です。コロナが落ち着き、現地で参加したいと思います。